

2024年2月2日

各位

会社名	川崎汽船株式会社
代表者名	代表取締役社長 社長執行役員 明珍 幸一 (コード：9107、東証プライム)
問合せ先	総務グループ長 二口 正哉 (TEL 03-3595-5061)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月2日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割によって投資単位の水準を引き下げ、個人投資家をはじめとする投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えることによって、投資家層の更なる拡大を図り、当社株式の流動性を高めることを目的としております。

(2) 株式分割の方法

2024年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	238,242,689株
今回の分割により増加する株式数	476,485,378株
株式分割後の発行済株式総数	714,728,067株
株式分割後の発行可能株式総数	1,800,000,000株

(4) 分割の日程

基準日公告日	2024年3月11日(月) 予定
基準日	2024年3月31日(日) (注)
効力発生日	2024年4月1日(月)

(注) 基準日当日は、株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は2024年3月29日(金)となります。

(5) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

変更後	現行定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>18億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>6億株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2024年2月2日(金)

効力発生日 2024年4月1日(月)

以上